

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
〔措置法第40条第1項関係〕 ～ 〔措令第25条の17第5項第2号関係〕 (省略)	〔措置法第40条第1項関係〕 ～ 〔措令第25条の17第5項第2号関係〕 (同左)
〔措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係〕 17 ～ 19 (省略)	〔措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係〕 17 ～ 19 (同左)
<u>19の2 (公益法人等の有することとなる株式)</u>	(新設)
〔措令第25条の17第7項関係〕 ～ 〔措置法第40条第2項関係〕 (省略)	〔措令第25条の17第7項関係〕 ～ 〔措置法第40条第2項関係〕 (同左)
<u>〔措置法第40条第3項関係〕</u>	(新設)
<u>23の2 (措令第25条の17第15項に規定する「解散の日」)</u>	(新設)
<u>23の3 (措令第25条の17第15項に規定する「合併の日」)</u>	(新設)
〔措置法第40条第2項及び第3項共通関係〕 ～ 〔措置法第40条第5項関係〕 (省略)	〔措置法第40条第2項及び第3項共通関係〕 ～ 〔措置法第40条第5項関係〕 (同左)
〔措置法第40条第6項関係〕 36 <u>(措置法第40条第6項に規定する「合併の日」)</u>	〔措置法第40条第6項関係〕 36 <u>(合併の日)</u>
37 (新設合併の場合の措令第25条の17第19項に定める書類)	37 (新設合併の場合の措令第25条の17第17項に定める書類)
〔措置法第40条第7項関係〕 38 <u>(措置法第40条第7項に規定する「解散の日」)</u>	〔措置法第40条第7項関係〕 38 <u>(解散の日)</u>
〔措置法第40条第8項関係〕 ～ 〔措置法第40条第10項関係〕 (省略)	〔措置法第40条第8項関係〕 ～ 〔措置法第40条第10項関係〕 (同左)
〔措置法第40条第6項から第12項まで共通関係〕	〔措置法第40条第6項から第10項まで共通関係〕

改 正 後	改 正 前
43 （省略） 44 （措置法第40条第 6 項から第11項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類） 45 ～ 49 （省略） 【措置法第40条第14項関係】 50 （省略） 【措置法第40条第15項関係】 51 （省略） <u>【措置法第40条第16項関係】</u> <u>52 （災害その他やむを得ない理由がある場合）</u>	43 （同左） 44 （措置法第40条第 6 項から第10項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類） 45 ～ 49 （同左） 【措置法第40条第12項関係】 50 （同左） 【措置法第40条第13項関係】 51 （同左） （新設） （新設）

改 正 後	改 正 前
〔措置法第40条第1項関係〕 (人格のない社団等に対する贈与等) 3 . . . (1) 当該譲渡が、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「措令」という。）第25条の17第3項各号（第4号から第6号までを除く。）に掲げるいずれかの場合に該当する事情によりやむを得ず行われたものであること。 (2) . . . 〔措令第25条の17第3項関係〕 (財産を譲渡することについてのやむを得ない理由として認める場合等) 9 . . . 財産の譲渡をする場合とは、例えば、次に掲げるような場合とし、同項に規定する当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した減価償却資産、土地、<u>土地の上に存する権利及び株式(所得税法（昭和40年法律第33号）第57条の4第3項((株式交換等に係る譲渡所得等の特例))に規定する株式をいう。以下9において同じ。)</u>で国税庁長官が認めたものとは、次に掲げる場合の<u>区分に応じそれぞれ次に定める</u>ようなものがこれに該当するものとして取り扱う。 (1) . . . (5) . . . (注) . . . (6) <u>当該財産につき所得税法第57条の4第3項第2号に規定する取得条項付株式の取得事由の発生による譲渡があった場合 当該取得条項付株式の取得事由の発生により交付を受ける同号に規定する取得をする法人の株式</u> (7) <u>当該財産につき所得税法第57条の4第3項第3号に規定する全部取得条項付種類株式の取得決議による譲渡があった場合 当該全部取得条項付種類株式の取得決議により交付を受ける同号に規定する取得をする法人の株式</u> (8) <u>当該財産につき所得税法第57条の4第3項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の取得事由の発生による譲渡があった場合 当該取得条項付新株予約権の取得事由の発生により交付を受ける同号に規定する取得をする法人の株式</u>	〔措置法第40条第1項関係〕 (人格のない社団等に対する贈与等) 3 . . . (1) 当該譲渡が、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「措令」という。）第25条の17第3項各号（第4号<u>及び第5号</u>を除く。）に掲げるいずれかの場合に該当する事情によりやむを得ず行われたものであること。 (2) . . . 〔措令第25条の17第3項関係〕 (財産を譲渡することについてのやむを得ない理由として認める場合等) 9 . . . 財産の譲渡をする場合とは、例えば、次に掲げるような場合とし、同項に規定する当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した減価償却資産、土地<u>及び</u>土地の上に存する権利で国税庁長官が認めるものとは、次に掲げる場合<u>におけるそれぞれに掲げる</u>ようなものがこれに該当するものとして取り扱う。 (1) . . . (5) . . . (注) . . .

改 正 後	改 正 前
〔措令第25条の17第5項第1号関係〕 (公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定) 12 . . . (1) . . . (2) . . . (3) . . . 3 上記(1)のヌの（イ）及び（ロ）の要件を満たす法人 . . . 参考 医療法施行規則第30条の35の2第1項第2号の要件 医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ . . . ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法 に係る患者以外の患者をいう。<u>以下同じ。</u>）に対し請求する金額 が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。 ハ . . . (4) . . . 〔措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係〕 (相続税等の負担の不当減少についての判定) 17 . . . 当該公益法人等の財産の運用及び事業の運営に関して私的に支配している 事実がなく、将来も私的に支配する可能性がないと認められる場合には、同号の要 件を満たさないときであっても、同項第2号から<u>第5号</u>までの要件を満たしている ときは、同条第5項第3号の規定による所得税又は相続税若しくは贈与税の負担を 不当に減少させる結果とならないと認められることに該当するものとして取り扱 う。 (その運営組織が適正であるかどうかの判定) 18 . . . (1) . . .	〔措令第25条の17第5項第1号関係〕 (公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定) 12 . . . (1) . . . (2) . . . (3) . . . 3 上記(1)のヌの（イ）及び（ロ）の要件を満たす法人 . . . 参考 医療法施行規則第30条の35の2第1項第2号の要件 医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ . . . ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法 に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保 険診療報酬と同一の基準により計算されること。 ハ . . . (4) . . . 〔措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係〕 (相続税等の負担の不当減少についての判定) 17 . . . 当該公益法人等の財産の運用及び事業の運営に関して私的に支配している 事実がなく、将来も私的に支配する可能性がないと認められる場合には、同号の要 件を満たさないときであっても、同項第2号から<u>第4号</u>までの要件を満たしている ときは、同条第5項第3号の規定による所得税又は相続税若しくは贈与税の負担を 不当に減少させる結果とならないと認められることに該当するものとして取り扱 う。 (その運営組織が適正であるかどうかの判定) 18 . . . (1) . . .

改 正 後	改 正 前
ロ (ホ) 基本財産に関する定め<u>があること。</u> (ヘ) (ト) 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等（所得税法第28条第1項((給与所得))に規定する「給与等」をいう。以下同じ。)を支給しないこと。 (チ) (注) 1 上記のほか、措令第25条の17第6項第1号に定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定並びに法人税法施行令<u>(昭和40年政令第97号)</u>第3条第1項第1号((非営利型法人の範囲))に定める剰余金の分配に関する規定が定款に定められていなければならないことに留意する。 2 ハ (ヘ) 基本財産に関する定め<u>があること。</u> (ト) (2) (注) 他の一の法人（当該他の一の法人と法人税法施行令第4条第2項((同族関係者の範囲))に定める特殊の関係がある法人を含む。）又は団体の役員及び職員の数が当該公益法人等のそれぞれの役員等のうちに占める割合が3分の1を超えている場合には、. . . . (3) <u>(公益法人等の有することとなる株式)</u> 19の2 措令第25条の17第6項第5号に規定する「当該公益法人等の有することとなる当該株式の発行法人の株式」は、議決権を行使することができる事項について制限のない株式に限らないことに留意する。 <u>〔措置法第40条第3項関係〕</u> <u>(措令第25条の17第15項に規定する「解散の日」)</u> 23の2 措令第25条の17第15項に規定する「解散の日」とは、理事会、評議員会、社	ロ (ホ) 基本財産に関する定め (ヘ) (ト) 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等（所得税法<u>(昭和40年法律第33号)</u>第28条第1項((給与所得))に規定する「給与等」をいう。以下同じ。)を支給しないこと。 (チ) (注) 1 上記のほか、措令第25条の17第6項第1号に定める親族その他特殊の関係がある者に関する規定及び同項第3号に定める残余財産の帰属に関する規定並びに法人税法施行令第3条第1項第1号((非営利型法人の範囲))に定める剰余金の分配に関する規定が定款に定められていなければならないことに留意する。 2 ハ (ヘ) 基本財産に関する定め (ト) (2) (注) 他の一の法人（当該他の一の法人と法人税法施行令<u>(昭和40年政令第97号)</u>第4条第2項((同族関係者の範囲))に定める特殊の関係がある法人を含む。）又は団体の役員及び職員の数が当該公益法人等のそれぞれの役員等のうちに占める割合が3分の1を超えている場合には、. . . . (3) (新設) (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
<u>員総会その他これに準ずる権限を有する議決機関において解散の日を定めたときはその定めた日、解散の日を定めなかったときは当該議決機関における解散の決議の日、解散事由の発生により解散した場合には当該事由発生の日をいう。</u>	
<u>〔措令第25条の17第15項に規定する「合併の日」〕</u>	(新設)
<u>23の3 36((措置法第40条第6項に規定する「合併の日」))の取扱いは、措令第25条の17第15項に規定する「合併の日」について準用する。</u>	
〔措置法第40条第5項関係〕	〔措置法第40条第5項関係〕
(譲渡の収入金額による買換資産の取得)	(譲渡の収入金額による買換資産の取得)
28 8((譲渡の収入金額による代替資産の取得))の取扱いは買換資産を取得する場合に<u>ついて</u>準用する。	28 8((譲渡の収入金額による代替資産の取得))の取扱いは買換資産を取得する場合に準用する。
(買換資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定)	(買換資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定)
31 …又は遺贈を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17<u>第18項</u>に定める事情があるときは、当該譲渡の日の…	31 …又は遺贈を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17<u>第16項</u>に定める事情があるときは、当該譲渡の日の…
(買換資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)	(買換資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」)
33 10((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))の取扱いは、措令第25条の17<u>第18項</u>に規定する「その他当該買換資産を同項の譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情」に準用する。	33 10((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))の取扱いは、措令第25条の17<u>第16項</u>に規定する「その他当該買換資産を同項の譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情」に準用する。
(代替資産又は買換資産についての措置法第40条第5項の適用)	(代替資産又は買換資産についての措置法第40条第5項の適用)
35 …当該代替資産又は買換資産について同項の規定の適用があるものとして取り扱う。この場合において、<u>措置法第40条第5項中</u>「同項の贈与又は遺贈を受けた財産」とあるのは「措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産」と、…	35 …当該代替資産又は買換資産について同項の規定の適用があるものとして取り扱う。この場合において、<u>同項中</u>「同項の贈与又は遺贈を受けた財産」とあるのは「措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産」と、…

改 正 後	改 正 前
〔措置法第40条第6項関係〕 <u>（措置法第40条第6項に規定する「合併の日」）</u> 36 . . . （新設合併の場合の措令第25条の17第19項に定める書類） 37 . . . を合併により設立する法人に移転しようとする場合における措令第25条の17第19項に規定する「当該公益合併法人が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類」とは、当該合併により消滅することとなる法人が連名により同項の規定の適用を受けることを確認した書類とする。 （注） . . . 〔措置法第40条第7項関係〕 <u>（措置法第40条第7項に規定する「解散の日」）</u> 38 . . . 〔措置法第40条第8項関係〕 （公益引継資産が金銭の場合） 40 . . . 贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間（当該期間内に当該引継法人の当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第18項に定める事情があるときは、当該贈与の日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間）内に当該公益目的事業の用に直接供しなければならないことに留意する。 （注） . . . 〔措置法第40条第6項から第12項まで共通関係〕 （措置法第40条第3項の適用関係） 43 措置法第40条第6項から第11項（同条第12項の規定により同条第11項の規定を準	〔措置法第40条第6項関係〕 <u>（合併の日）</u> 36 . . . （新設合併の場合の措令第25条の17第17項に定める書類） 37 . . . を合併により設立する法人に移転しようとする場合における措令第25条の17第17項に規定する「当該公益合併法人が同項の規定の適用を受けることを確認した書類」とは、当該合併により消滅することとなる法人が連名により同項の規定の適用を受けることを確認した書類とする。 （注） . . . 〔措置法第40条第7項関係〕 <u>（解散の日）</u> 38 . . . 〔措置法第40条第8項関係〕 （公益引継資産が金銭の場合） 40 . . . 贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間（当該期間内に当該引継法人の当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第16項に定める事情があるときは、当該贈与の日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間）内に当該公益目的事業の用に直接供しなければならないことに留意する。 （注） . . . 〔措置法第40条第6項から第10項まで共通関係〕 （措置法第40条第3項の適用関係） 43 措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用を受けた場合、各項に定める日

改正後	改正前
用する場合を含む。(注) 2において同じ。)までの規定の適用を受けた場合、各項に定める日以後は、各項の規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人に対して同条第3項の規定が適用されることに留意する。 (注) 1 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項及び第11項の場合は合併の日、同条第7項の場合は解散の日、同条第8項から第10項までの場合は各項に規定する贈与の日、<u>同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合は同条第12項に規定するそれぞれの場合に係る贈与の日をいう。</u> 2 措置法第40条第6項から第11項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人につき同条第3項の規定が適用される場合には、同条第6項から第11項までの規定の適用により措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産が特定贈与等に係る財産とみなされる場合であっても、特定贈与等を受けた公益法人等が当該代替資産又は買換資産を取得するために譲渡した特定贈与等に係る財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る所得税が課されることに留意する。 (措置法第40条第6項から第11項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類) 44 30((譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類))の取扱いは、措置法第40条第6項から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類(以下「各届出書」という。)又は措令第25条の17第19項若しくは第20項の規定により各届出書に添付すべき書類について準用する。 (特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定) 45 措置法第40条第13項の規定により同条第6項から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産が、各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間(当該期間内に特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第18項に定める事情があるときは、各項に定める日の翌日から国税庁長官が認める日まで	以後は、各項の規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人に対して同条第3項の規定が適用されることに留意する。 (注) 1 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項の場合は合併の日、同条第7項の場合は解散の日、同条第8項から第10項までの場合は各項に規定する贈与の日をいう。 2 措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人につき同条第3項の規定が適用される場合には、同条第6項から第10項までの規定の適用により措令第25条の17第3項に定める代替資産又は買換資産が特定贈与等に係る財産とみなされる場合であっても、特定贈与等を受けた公益法人等が当該代替資産又は買換資産を取得するために譲渡した特定贈与等に係る財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又雑所得の金額に係る所得税が課されることに留意する。 (措置法第40条第6項から第10項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類) 44 30((譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類))の取扱いは、措置法第40条第6項から第10項までに規定する財務省令で定める事項を記載した書類(以下「各届出書」という。)又は措令第25条の17第17項若しくは第18項の規定により各届出書に添付すべき書類について準用する。 (特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供しているかどうかの判定) 45 措置法第40条第11項の規定により同条第6項から第10項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産が、各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間(当該期間内に特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として措令第25条の17第16項に定める事情があるときは、各項に定める日の翌日から国税庁長官が認める日までの期間。以下この項において同じ。)内に特定贈与等に係る・・・

改 正 後	改 正 前
の期間。以下この項において同じ。)内に特定贈与等に係る・・・ (注)1 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項及び第11項の場合は合併の日、同条第7項の場合は解散の日、同条第8項から第10項までの場合は各項に規定する贈与の日、<u>同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合は同条第12項に規定するそれぞれの場合に係る贈与の日をいう。</u> 2 ……	(注)1 上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項の場合は合併の日、同条第7項の場合は解散の日、同条第8項から第10項までの場合は各項に規定する贈与の日をいう。 2 ……
(特定贈与等に係る財産とみなされる資産が特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の福利厚生施設等として使用される場合) 46 14((公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合))の取扱いは、措置法第40条第6項から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)<u>までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産について準用する。</u>	(特定贈与等に係る財産とみなされる資産が特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の福利厚生施設等として使用される場合) 46 14((公益法人等の福利厚生施設等として使用される場合))の取扱いは、措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産について準用する。
(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」) 47 10((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))の取扱いは、措置法第40条第6項から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。)<u>までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産について、同条第13項により準用する措令第25条の17第18項に規定する当該資産を各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情について準用する。</u> (注) <u>上記の「各項に定める日」とは、措置法第40条第6項及び第11項の場合は合併の日、同条第7項の場合は解散の日、同条第8項から第10項までの場合は各項に規定する贈与の日、同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合は同条第12項に規定するそれぞれの場合に係る贈与の日をいう。</u>	(特定贈与等に係る財産とみなされる資産を1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」) 47 10((2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難である場合の「やむを得ない事情」))の取扱いは、措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産について、同条第11項により準用する措令第25条の17第16項に規定する当該資産を各項に定める日の翌日から1年を経過する日までの期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情について準用する。
(各届出書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合) 48 …… (注) 上記の場合には、やむを得ない事情が生じた後速やかに、やむを得ない事情の詳細を記載した書面を、措置法第40条第6項から第11項(同条第12項の規定	(各届出書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合) 48 …… (注) 上記の場合には、やむを得ない事情が生じた後速やかに、やむを得ない事情の詳細を記載した書面を、措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用に

改 正 後	改 正 前
により同条第11項の規定を準用する場合を含む。以下50までにおいて同じ。)までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。 (特定贈与等に係る財産とみなされる資産についての措置法第40条第5項の適用) 49 措置法第40条第6項から第11項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に2年以上直接供している場合には、当該特定贈与等に係る財産とみなされる資産について同条第5項の規定の適用があるものとして取り扱う。この場合において、同項中「同項の公益法人等」及び「当該公益法人等」とあるのは「措置法第40条第6項から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。))までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人」と、「同項の贈与又は遺贈を受けた財産」及び「当該財産」とあるのは「同条第6項から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。))までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産」と、「譲渡の日」とあるのは「同条第6項から第11項(同条第12項の規定により同条第11項の規定を準用する場合を含む。))までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産の譲渡の日」と読み替えるものとする。 (注) . . . 〔措置法第40条第14項関係〕 (特定一般法人等の範囲) 50 措置法第40条第14項に規定する「第9項に規定する特定一般法人」には、特定贈与等を受けた特定一般法人のほか、同条第6項から第11項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる特定一般法人が、措令第25条の17第28項に規定する「法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等」には、措置法第40条第6項から第11項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる公益社団法人又は公益財団法人がそれぞれ含まれることに留意する。 〔措置法第40条第15項関係〕	より特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出するものとする。 (特定贈与等に係る財産とみなされる資産についての措置法第40条第5項の適用) 49 措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人の公益目的事業の用に2年以上直接供している場合には、当該特定贈与等に係る財産とみなされる資産について同条第5項の規定の適用があるものとして取り扱う。この場合において、同項中「同項の公益法人等」及び「当該公益法人等」とあるのは「措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人」と、「同項の贈与又は遺贈を受けた財産」及び「当該財産」とあるのは「同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産」と、「譲渡の日」とあるのは「同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産の譲渡の日」と読み替えるものとする。 (注) . . . 〔措置法第40条第12項関係〕 (特定一般法人等の範囲) 50 措置法第40条第12項に規定する「第9項に規定する特定一般法人」には、特定贈与等を受けた特定一般法人のほか、同条第6項から第10項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる特定一般法人が、措令第25条の17第24項に規定する「法第40条第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等」には、措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる公益社団法人又は公益財団法人がそれぞれ含まれることに留意する。 〔措置法第40条第13項関係〕

改 正 後	改 正 前
(判定の時期等) 51 ……当該贈与又は遺贈の時には、当該各号に定める要件に該当しない場合においても、その申請につき措置法第40条第15項の規定による承認をしないことを決定した旨の通知をする時までに、当該法人の組織、定款などを…… <u>〔措置法第40条第16項関係〕</u> (災害その他やむを得ない理由がある場合) 52 措置法第40条第16項に規定する「災害その他やむを得ない理由がある場合」とは、<u>例えば、災害、盗難などにより同項に規定する公益法人等が同条第15項の規定による同条第1項後段の承認をした旨の通知に係る通知書を消失した場合等をいうことに留意する。</u>	(判定の時期等) 51 ……当該贈与又は遺贈の時には、当該各号に定める要件に該当しない場合においても、その申請につき措置法第40条第13項の規定による承認をしないことを決定した旨の通知をする時までに、当該法人の組織、定款などを…… <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>